

令和3年度 地域主導型自然エネルギー創出支援事業 募集要領

長野県環境政策課ゼロカーボン推進室

1 趣旨

県内の地域ごとに先行事例を創出し、自然エネルギーの利用を促進するため、地域主導型の熱供給・熱利用事業に意欲的に取り組む事業者の初期段階における調査費等及び自治会等の地域コミュニティが市町村と協働し、地域の特性を活かした自然エネルギー・省エネルギーの活用や地域における再生可能エネルギー事業の支障事例の解消などに取り組む地域づくり協議会を開催する事業に対して、経費の一部を補助します。

2 募集期間(第二次募集)

令和3年4月23日(金)～令和3年5月21日(金)午後5時(必着)

令和3年7月7日(水)～令和3年8月6日(金)午後5時(必着)

3 補助対象者

○市町村、民間団体(中小企業者、NPO、地域協議会等)。地域づくり協議会支援事業においては市町村のみ。ただし、地域新電力を検討するための地域づくり協議会支援事業を行う場合は民間団体も対象とします。

民間団体とは、次の条件を満たす者としてします。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団、暴力団の実質支配の下にある者又は知事が適当でないと認める者は対象としません。

- (1) 現に活動を行っていること。
- (2) 本事業に係る経費について、適正な執行・管理を行うことができる者であること。
- (3) 県内に事業所、事務所等の拠点があること。

また、各申請できる者の詳細は以下のとおりです。

ア 中小企業者：長野県内に主たる事業所を有し、下表で定める者

区分	中小企業者の要件
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人

注)資本金、出資金又は従業員数のいずれかが、該当すれば対象となります。

イ NPO：特定非営利活動法人、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、又は法人格を有しない非営利団体(ただし、本事業の補助金交付申請時まで法人格を取得する団体)をいう。

ウ 地域協議会：市民、NPO、中小企業者、大学又は行政等で構成される協議会であって、事務局又は本事業の責任者が明確になっている組織(事務局又は責任者が法人格を有しない場合は、本事業の補助金交付申請時まで法人格を取得する組織をいう。)をいう。

エ その他法人格を有する組織で知事が認める者

4 補助対象事業

本事業で対象とする事業及び内容は、以下のとおりです。

事業の種類	経費	補助率及び補助金額
1 地域主導型自然エネルギー推進事業	市町村又は民間団体が、地域主導型自然エネルギーを創出するための取組に要する次に掲げる経費 (熱供給・熱利用事業に係るものに限る。) (1)ソフト事業(可能性調査、計画策定、設計) (2)ハード事業(機器設備導入)	補助率2分の1以内、上限 500 万円 ただし、民間団体が行うハード事業の補助率は、3分の1以内とする。 市町村地域防災計画において地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資することを目的とするハード事業は、補助率 2 分の 1 以内、上限 750 万円とする。
2 地域づくり協議会支援事業	市町村(地域新電力を検討する場合にあっては市町村又は民間団体)が地域づくり協議会の開催に要する経費(協議会開催、調査、報告書作成)	補助率3分の2以内、上限 100 万円

(注1)民間団体とは、中小企業者、NPO、地域協議会、その他法人格を有する組織で知事が認める団体をいう。

(注2)地域主導型自然エネルギー推進事業の補助金の限度額は、ソフトとハードを合わせた額に適用する。

(注3)実証事業は補助対象としない。

(注4)地域づくり協議会支援事業における地域協議会は、構成員として市町村及び地域コミュニティ(自治会、財産区等)を含むものとし、補助対象者を市町村長とする。ただし、地域新電力を検討するための地域づくり協議会支援事業を行う場合にあっては、民間団体も補助対象者とする。

5 補助対象外事業

- (1) 県又は市町村が交付する補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国が支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (4) 分担金又は負担金としての市町村支出事業
- (5) 宗教的活動に関する事業
- (6) 政治的活動に関する事業
- (7) 公序良俗に反する事業
- (8) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

6 補助対象経費

事業の種類、経費の区分	対象となる経費	
地域主導型自然エネルギー推進事業 (熱供給・熱利用事業)	ソフト事業 (可能性調査、計画策定、設計)	報償費、旅費、消耗品費、調査委託費、設計委託費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃借料、賃金その他知事が必要と認めた経費
	ハード事業 (機器設備導入)	工事請負費(補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。)又は据付等に要する経費)その他知事が必要と認めた経費
地域づくり協議会支援事業 (協議会開催、調査、報告書作成)	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、調査委託費、報告書等作成委託費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃借料、賃金その他知事が必要と認めた経費	

○補助対象外とする経費は、以下のとおりとする。

- (1) 団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費
- (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- (3) 食糧費
- (4) 損失補填的な経費
- (5) その他知事が不適当と認める経費(過剰施設、将来施設、兼用施設、予備施設、撤去に係る経費等)

なお、民間団体が補助申請者の場合は、原則消費税は補助対象外とする。

7 対象となる事業の例

事業の種類	地域主導型自然エネルギー推進事業 (熱供給・熱利用事業)	地域づくり協議会支援事業
内容	地域の関係者が連携又は協働して地域のエネルギー自給率の向上に資するビジネスモデルも含めた先進的な事例構築等を行う事業	自治会等の地域コミュニティが市町村と協働し、地域の特性を活かした自然エネルギー・省エネルギーの活用や地域における再生可能エネルギー事業の支障事例の解消などに取り組む地域づくり協議会を開催する事業
例	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設を核とした自然エネルギーを活用したエネルギー供給事業 ○地域資源循環型事業 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易集材機や薪割機のレンタルによる木質バイオマスの利活用事業など ・薪ステーションの設置運営や宅配型薪供給システムの構築による木質バイオマス流通ビジネスなど ○地域の効果的な熱供給・利用事業、又は地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資する熱供給・利用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱、バイオマス熱、温泉熱、太陽熱、雪氷熱利用事業など ○初期投資ゼロ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの熱利用・熱供給設備の導入に当って、初期投資の軽減を図るビジネスなど ○地域資金活用型事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民や企業からの出資など、新しい資金調達の手法の活用によるビジネスなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域新電力(市町村又は民間団体が自ら、若しくは、地域の事業者や地域コミュニティと協働して実施する、再生可能エネルギーを活用した新電力事業であって、収益の一部を地域や住民、その他公共的利益のために還元するなど、社会性や公共性が認められるもの)を立ち上げるための協議会を開催する事業 ○自治会や土地改良区等が連携し、農業用水路を活用した小水力発電を行い、余剰電力を売電して得られる利益を財源として、地域課題を解決することを目的とした協議会を開催する事業 ○自治会や財産区が、所有する山林から生じる間伐材を活用して木質バイオマス燃料を製造し、その販売で得られる利益を財源として、地域を活性化することを目的とした協議会を開催する事業 ○商工会が自治会と連携し、モデルとなる店舗等の屋根を活用した太陽光発電を行い、余剰電力を売電して得られる利益を財源として、当該店舗等の省エネルギーを目的とする改修や地域商品券の発行などにより地域経済を活性化させることを目的とする協議会を開催する事業 ○法律や条例等に基づき、適正に実施されているものの、生活環境や景観など、環境に支障を及ぼしている再生可能エネルギー事業について、施設周辺への植栽など、支障解消に向けた方策を検討するための協議会を開催する事業

なお、本事例にかかわらず、先進的な事業の提案をお願いします。

8 予算額

15,500 千円(ただし、本予算額から第一次募集の採択分を控除した額)

9 選定方法

- (1) 選定委員会の意見を聞き、採択事業を決定します。
- (2) 選定委員は、行政関係者、学識経験者、その他知事が指定した者で構成します。

10 選定基準

種類	地域主導型自然エネルギー推進事業 (熱供給・熱利用事業)	地域づくり協議会支援事業
基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 本事業の便益が広く地域に還元されるものであり、自然エネルギーによる自給コミュニティ形成に資するものであること。 2 地域主導による自然エネルギー事業を創出するため、ビジネスモデルも含めた地域に適した自然エネルギーを活かした事例の取組であること。 3 (民間団体の場合)地域の関係者と連携又は協働する取組みで、それぞれの役割分担が明確で、申請する団体は責任を持った事業執行体制が整っていること。 4 (市町村の場合)地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること。 5 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。 6 関係法令等に係る諸手続きがなされていること。 7 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)。 8 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)。 9 1村1自然エネルギープロジェクトに登録又は申請が受理されている事業であること(加点事由)。 10 その他、知事が必要と認める基準を満たしていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然エネルギー又は省エネルギーの活用により、エネルギー自立地域の形成に資する計画であること。 2 地域の活性化又は地域課題の解決を目的とする協議会であること。 3 地域コミュニティと協働して実施する事業であること。 4 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。 5 関係法令等に係る諸手続きがなされていること。 6 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)。 7 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)。 8 1村1自然エネルギープロジェクトに登録又は申請が受理されていること(加点事由)。 9 その他、知事が必要と認める基準を満たしていること。

11 提出書類

※令和3年度から、(6)の提出書類を追加していますのでご注意ください。

提出書類は3部提出してください。(市町村が申請者の場合は2部)

- (1) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業計画承認申請書(様式第1号)
- (2) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業計画書(様式第2号)
- (3) 最近2期分の決算書、貸借対照表及び損益計算書(又はこれに準ずる書類)
- (4) 直近の県税の納税証明書又は確定申告書(写し可)
- (5) その他補足資料(事業の内容のわかる位置図、概要図、見取図、設計書、カタログ、写真、団体規約(定款)、事業費に係る参考見積書、申請者の自然エネルギー推進の取組みのわかる資料、設備を導入する施設が防災拠点であることを証する書類、その他知事が必要と認める書類)
- (6) 長野県地球温暖化対策条例の規定に基づく事業活動温暖化対策計画(又は計画の実施状況等)の写し

ただし、やむを得ない理由により計画を作成できない場合は、あらかじめ下記問い合わせ先に相談してください。

※市町村が申請する場合は、(3)、(4)及び団体規約(定款)は不要です。

個人事業者が申請する場合は、上記(3)及び団体規約(定款)は不要ですが、(4)については確定申告書(写し可)が必要です。

上記(1)、(2)の様式は下記の県ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/tiikisyudou.html>

12 応募方法等

応募書類の提出先は、以下のとおりとし、持参又は郵送とします。

持参する場合は、事前に提出先の担当者と連絡をとってください。締切り以降に到着したものは受理しません。郵送時には必ずあて先に「再生可能エネルギー推進担当」及び「地域主導型自然エネルギー創出支援事業計画承認申請書在中」と記載してください。

- (1) 申請者が市町村の場合 管轄する地域振興局再生可能エネルギー推進担当課
- (2) 申請者が民間団体の場合 申請しようとする事業の実施場所を管轄する市町村の再生可能エネルギー推進担当課

13 補助金の交付手続

対象事業として決定した場合は、改めて交付申請等の事務手続をしていただきます。

また、事業終了後は速やかに実績報告書を提出していただきます。

なお、事業の確認調査を行いますので、事業に要した経費については、収入及び支出を記した帳簿等経理状況を明確にした関係書類を整えていただく必要があります。

14 補助金の返還等について

次の場合には、補助金の支払いができない（若しくは全額又は一部を返還していただく）場合があります。

- (1) 偽り又は不正の手段により、補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。
- (3) 補助金を受けた事業を中止したり、縮小したり、完了できなかったとき。

15 評価及び公表

事業終了後に、事業の自己評価をしていただきます。

評価の内容は、各事業主体において公表に努めるとともに、県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室に提出いただき、県のホームページでも公表させていただきます。

16 その他

地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金交付要綱及び同要領にご留意ください。

また、本事業の交付申請に併せて、県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室所管の事業「1村1自然エネルギープロジェクト」にも登録申請を行ってください。

URL : <http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/shizen/boshutoroku.html>

【問い合わせ先】

長野県環境部環境政策課 ゼロカーボン推進室 再生可能エネルギー係 担当 小出

TEL: 026-235-7179 (直通) FAX: 026-235-7491

Email: sai-ene@pref.nagano.lg.jp URL: <http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/tiikisyudou.html>

(様式第1号)(要綱第4第1項関係)

令和3年度
地域主導型自然エネルギー創出支援事業計画承認申請書

番 号
令和 年 月 日

長野県知事 様

補助申請者
住 所
団体の名称
代表者の職氏名

令和3年度において、地域主導型自然エネルギー創出支援事業を実施したいので、同事業実施要領第3第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

目 的	
実施場所	
事業概要	
事業主体 (協議会の場合は構成員に含まれるすべての団体及び事務局又は責任者を記載)	
総事業費	
補助対象経費	
補助申請額	
事業予定期間	着手予定日
	完了予定日 令和 年 月 日
添付書類	(1) 事業計画書(様式第2号) (2) 事業計画図(位置図、見取図、設計図) (3) 団体の規約(定款) (4) 最近2期分の決算書、貸借対照表及び損益計算書(又はこれに準じる書類) (5) 直近の県税の納税証明書又は確定申告書 (6) その他補足資料(カタログ、写真、参考見積書、申請団体の自然エネルギー推進の取組みのわかる資料、設備を導入する施設が防災拠点であることを証する書類等)

注1)申請者が市町村長の場合は、添付書類(3)(4)(5)は不要

注2)申請者が個人事業者の場合は、添付書類(3)(4)は不要とし、(5)については確定申告書を添付すること。

注3)地域づくり協議会支援事業にあつては、申請者は市町村長とすること。

※ 上記のほか、長野県地球温暖化防止対策条例の規定に基づく事業活動温暖化対策計画(または計画の実施状況等)の写しを添付

担当部署名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
担当者名	

(様式第2号) (要綱第4第1項関係)

令和3年度 地域主導型自然エネルギー創出支援事業計画書

申請者名	
事業の種類	地域主導型自然エネルギー推進事業／地域づくり協議会支援事業 (該当項目に○印を記入)
事業タイプ	ソフト／ハード／地域づくり協議会支援 (該当項目に○印を記入)

1 事業概要

(1) 事業の背景・目的 (事業を行う背景・課題・必要性、これまでの取組みを記載)

(2) 事業内容 (実施の時期、場所、規模、方法等について具体的に記載)

2 全体事業計画

種 別	項 目	内 容	備考
事業構想	①事業の実施箇所		
	②箇所選定の根拠・情報資料		
	③事業パートナー (大学教授等の有識者)		
	④地元との連携・体制		
	⑤事業実施に必要な資源・材料		
	⑥流通・販売先 (熱需要者等) (※)		
	⑦その他		

調査・概略検討	⑧実施箇所の基本調査(※)		
	⑨工事費等の概要(※)		
	⑩関係者との事前協議		
	⑪資金調達計画(※) (地域金融機関からの融資がある場合、金融機関名等記載願います。)		
	⑫コスト構造(※) (事業の普及を見込んだ事業性)		
申請等	⑬関係法令・協議状況		
運営・維持管理	⑭維持管理の計画等(※)		

※地域づくり協議会支援事業の場合は省略可

2 - 2 全体事業費内訳表

項目	内訳	金額 (円)	備考
調査費 設計費 本工事費 等	調査委託費 (調査内容) 設計委託費 (詳細設計) 等		補助対象事業 補助対象外事業 等
計			

※記入にあたり全体事業計画⑫との整合性をとること。

本申請に該当する項目については、具体的内容と事業費内訳が分かる資料を添付すること。

実際に稼働するまでに必要となる全体事業費について記入。なお、記入にあたっては現段階で想定できる範囲 (内容・金額等) とする。

3 実施スケジュール

実施時期	実施項目（内容説明）・作業項目
年 月	

4 実施体制

団体名	所在地	団体の種類	当該事業での役割

注) プロジェクトマネージャーとなる団体名に○印をつける。

事業実施に当たって大学・NPO等専門家との連携がある場合はその旨も記載願います。

5 本事業により達成しようとする目標設定

目標設定の指標		
現状と 数値目標 (単位:)	現 状	将来の目標 (3年後)
受益範囲		
受益戸数	現状: 戸 → 3年後: 戸 (説明:)	

注) 1 目標設定の指標は、当該事業で効用の増進を図る具体的な指標を記載する。

(化石燃料削減効果等)

2 将来の目標は事業実施年度の翌年度から起算して3年後の目標値とする。

6 期待される成果や事業の継続性

(1) 事業実施により期待される成果・波及効果 (可能な限り数値化すること)

(2) 事業終了後の継続性・発展性

7 収支計画書

(1) 収入内訳

(単位：円)

項目	積算内訳	金額	備考
1 県からの補助金			
2 その他収入 ・自己資金 ・借入金 他			
収入合計			

(2) 支出内訳

(単位：円)

項目	積算内訳・使途目的・仕様	金額	備考
補助対象事業費	(ソフト事業) (ハード事業) (地域づくり協議会支援事業)	賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 通信運搬費 使用料及び賃借料 原材料費 備品購入費 委託費 工事請負費	可能性調査 計画策定 設計 設備機器導入
	計		
補助対象外事業費			
	計		
支出合計			

注) 積算の内訳は、単価、数量等の詳細を記載してください。

8 団体の概要 (該当する□にチェック)

団体の種類	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 財団法人 <input type="checkbox"/> 社団法人 <input type="checkbox"/> 特例民法法人 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> 地縁組織 <input type="checkbox"/> 任意団体(法人格なし) <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> その他会社法人 <input type="checkbox"/> その他()
団体・組織名	
所在地	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
ホームページ	
団体設立年月日	年 月 日
法人設立登記年月日	年 月 日 *法人格がない場合は法人登記予定年月日を記載
活動目的	
主たる活動範囲	<input type="checkbox"/> 市町村内(市町村名:) <input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 複数都道府県内(都道府県名:) <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 海外
会員数(社員総数)	名
事務局体制	有給常勤()名 有給非常勤()名 無給常勤及び無給非常勤()名
収入総額	直近の事業年度 百万円(年月~年月)

注) 地方自治体の場合は記載不要

9 資産に関する調書

令和 年 月 日現在			
申請団体の名称		(地域協議会等の場合) 構成員の役職	
資産の種別	内 容	数 量	価格, 金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格, 金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

注) 当該申請団体が設立2年未満の場合に作成提出すること。(地域協議会が申請者の場合は、責任者又は事務局となる法人について作成提出すること。)